

不法投棄未然防止事業協力評価報告書

＜平成23年12月12日実施＞

第三者委員会

No.30-1		都道府県名：京都府			覚書を締結した市町村等名：舞鶴市				
協力の対象となる地域と当該地域世帯数及び人口：舞鶴市全域				世帯数※ ¹ 35,260		人口※ ¹ 88,681			
事業協力年度※ ² (H21)・(H22)・(H23)・(H24)									
	防止事業				引渡事業				
H21	実施期間	平成21年2月1日～平成22年1月31日			実施期間	平成21年11月1日～平成22年1月31日			
	内容	・監視カメラの設置 ・看板の作成と設置 ・監視パトロールの実施			内容	自治会等によるボランティア団体が不法投棄を集め、職員が回収し、指定引取場所へ輸送する。			
H22	実施期間	平成22年2月1日～平成23年1月31日			実施期間	平成22年11月1日～平成23年1月31日			
	内容	・看板の作成と設置 ・監視パトロールの実施			内容	自治会等によるボランティア団体が不法投棄を集め、職員が回収し、指定引取場所へ輸送する。			
品目		エアコン	ブラウン管式 テレビ	液晶式及び プラズマ式テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・ 衣類乾燥機	合計		
H21	引渡事業の実績(台)	0	16	0	2	5	23		
H22	引渡事業の実績(台)	0	12	0	2	1	15		
費目		防止事業			引渡事業			合計	
		設備費	労務費	その他 経費	小計	撤去等 費用	再商品化 等料金	小計	合計
H21	①上限額(千円)	1,710	5,421	0	/	0	65	/	/
	②事業に要した費用(千円)	1,253	5,201	0	6,454	0	64	64	6,518
	交付した助成額(千円)	①②のいずれか低い額の合計×助成率			3,227	0	64	64	3,291
H22	①上限額(千円) ＜流用額＞	126 ＜6＞	5220 ＜-6＞	0	/	0	31	/	/
	②事業に要した費用(千円)	136	5,214	0	5,350	0	37	37	5,387
	交付した助成額(千円)	①②のいずれか低い額の合計×助成率			2,673	0	31	31	2,704

※1：世帯数及び人口は、平成22年国勢調査速報による

※2：事業協力年度の評価について

①不法投棄削減の評価

- ・平成21年度協力事業において市町村等が掲げた削減見込の達成状況についての評価
- ・平成22年度協力事業において市町村等が掲げた削減見込の達成状況についての中間評価

②防止事業及び引渡事業の評価

- ・平成21、22年度に行われた協力事業の実施状況とその成果についての評価

不法投棄未然防止事業協力評価報告書

＜平成23年12月12日実施＞

第三者委員会

No.30-2	都道府県名：京都府	覚書を締結した市町村等名：舞鶴市
事業協力年度：	(H21)・(H22)・(H23)・(H24)	

I. 不法投棄量の削減状況

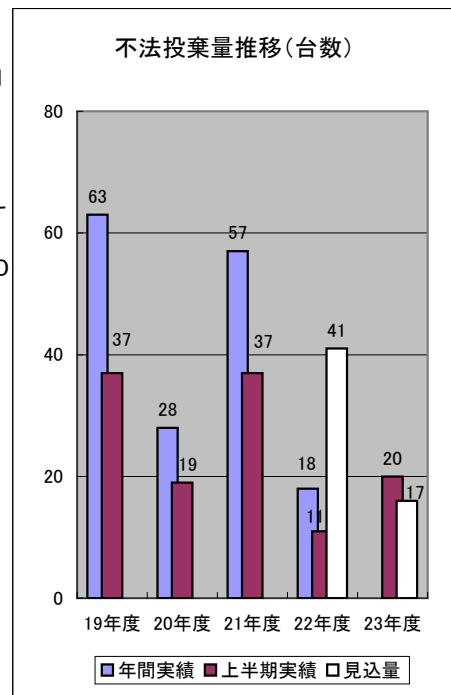
イ. 平成21年度事業による状況

平成21年度事業実施による成果として、平成19年度の特定家庭用機器廃棄物の不法投棄発見量63台に対する平成22年度の削減率を34.9%(年間不法投棄発見量41台)と見込んでいたが、同発見量は18台で、平成19年度に対し約71.4%減となった。

ロ. 平成22年度事業実施による状況

平成22年度事業実施による成果として、平成20年度の不法投棄発見量28台に対する平成23年度の削減率を39.3%(年間不法投棄発見量17台)と見込んでいる。

平成23年度の同発見量は4～9月度までの半期実績では20台となっており、平成20年度の同期間の実績に対して5.3%増となっている。



見込量: 応募申請書に記載された1ヶ月の平均見込み台数に12を乗じ、小数点以下を四捨五入

II. 防止事業・引渡事業の実施状況

イ. 平成21年度事業

①防止事業について

不法投棄防止看板の作成と設置(42枚)
不法投棄監視カメラの設置(1台)
監視パトロールの実施(2名、各313回)

②引渡事業について

1月に23台を引渡した。

ロ. 平成22年度事業

①防止事業について

不法投棄防止看板の作成と設置(40枚作成、29枚設置)
監視パトロールの実施(2名、各312回)

②引渡事業について

1月に15台を引渡した。

III. 事業の評価

平成21、22年度とも、両事業は概ね計画通り実施された。

平成21年度事業実施の結果として、平成22年度不法投棄削減見込を達成した。

平成22年度事業に係る平成23年度上半期実績が、年間の不法投棄削減見込を上回っている。

IV. 今後の課題等

不法投棄を防止する有効な計画の立案と実施が望まれる。